



2011年11月25日
株式会社日立製作所
執行役社長 中西 宏明
(コード番号:6501)
(上場取引所:東・大・名・福・札)

当社子会社による公開買付けの開始に関するお知らせ

当社子会社である日立化成工業株式会社(執行役社長:田中 一行/コード番号 4217)は、2011年11月25日開催の取締役会において、新神戸電機株式会社(執行役社長:伊藤 繁/コード番号 6934)の株式を公開買付けにより取得することを決議いたしましたので、別紙のとおりお知らせいたします。

以上

2011年11月25日

各 位

会 社 名　　日立化成工業株式会社
代表者名　　執行役社長　田中一行
（コード番号 4217 東証、大証第一部）
問合せ先　　CSR統括部コーポレートコミュニケーションセンター長
　　　　　　　加藤　淳
(TEL. 03-5381-2370)

上場子会社である新神戸電機株式会社株式に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ

日立化成工業株式会社(以下「当社」又は「公開買付者」といいます。)は、2011年11月25日開催の取締役会において、以下のとおり、新神戸電機株式会社(コード番号 6934、東証・大証第一部、以下「対象者」といいます。)の株式を公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

当社は、現在、対象者の発行済株式総数(2011年9月30日現在：50,935,500株(注))の58.26%(29,672,816株、小数点以下第三位を四捨五入。)を保有し、対象者を連結子会社としておりますが、この度、対象者の完全子会社化を企図し、対象者の発行済株式のすべて(ただし、対象者が保有する自己株式を除きます。)を本公開買付けにより取得することといたしました。本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりません。

なお、対象者によれば、対象者は、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、本公開買付けが対象者の企業価値向上の観点から有益であり、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2011年11月25日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨を、決議に参加した取締役(取締役9名中、出席取締役7名)の全員一致で決議を行ったとのことです。

(注)対象者が2011年11月14日付で提出した第90期第2四半期報告書に記載された数。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針

当社は、1962年の設立以来、絶縁ワニス、積層板、絶縁ガイシ、カーボンブラシなど4つの源流製品から発展した広範囲な基盤技術を製品開発の支えとし、これらの基盤技術を拡大、複合、融合させるとともに、市場動向を把握し、顧客ニーズを探索することで幅広い事業展開を行ってきました。近年は、高い成長が見込まれ、当社の技術的な強みが發揮できる「情報通信・ディスプレイ」、「環境・エネル

ギー」、「ライフサイエンス」、「自動車・交通インフラ」の4事業領域を中心に、顧客への最適なソリューションの提供を一層強力に推進してきました。また、当社を含む株式会社日立製作所(以下「日立製作所」といいます。)グループは、情報技術(IT)と社会インフラシステムの高度な融合により実現する「社会イノベーション事業」を軸に、グローバル市場での成長をめざしており、当社もそれらを支える重要な基盤事業としての役割を担っています。

そして現在、当社グループは、欧米を中心とした経済の減速と深刻な円高の影響を受ける厳しい経営環境のもと、「時代を拓く優れた技術と製品の開発を通して社会に貢献すること」を理念とし、今後の持続的成長を達成するために、2010年度から3ヵ年の中期経営計画で掲げる「グローバル展開」、「新製品・新事業の創出」を軸とした成長戦略を推進してきました。2011年度以降も新製品の積極的な市場への投入、成長分野への経営資源の重点投入、海外事業の強化等の諸施策を進め、グローバル規模での事業の拡大に鋭意取り組んでまいります。

一方、対象者は、蓄電池を製造する日本蓄電池製造株式会社と、蓄電池、合成樹脂加工を手がける神戸電機株式会社が1969年に合併して発足した、当社の連結子会社であります。

現在、対象者グループは、「人と環境の未来のために独創的な先端技術を育み、信頼される製品・サービスで社会に貢献する」ことを経営理念とし、電池・電気機器、コンデンサ及び合成樹脂製品の製造・販売を主な事業としており、当社グループにおける先端部品・システムセグメントにおいて製品の製造・販売を担っております。対象者グループは、2011年4月には、「低炭素社会の中核を担う技術・製品・サービスで環境と調和した社会の実現を目指します」との企業ビジョンを制定し、「新エネ・環境志向製品(フラッグ製品)への注力」、「グローバル戦略の強化・拡大」、「モノづくり力向上による体質強化」を基本方針に掲げ、アイドリングストップ車用鉛蓄電池や、新エネルギー向け蓄電池・コンデンサの製造・販売を通じ、低炭素社会実現に貢献する事業の強化を図りつつあります。なお、対象者グループは、従来より、電池・電気機器として、自動車用鉛蓄電池、産業用鉛蓄電池、産業用リチウムイオン電池、リチウムイオンキャパシタ等を製造・販売しておりますが、2009年10月に、総合蓄電デバイス事業の業務拡大を目的として、当社グループでコンデンサ事業を手がけていた新町コンデンサ株式会社(現・日立エーアイシー株式会社)の株式のすべてを、日立エーアイシー株式会社(現・日立化成エレクトロニクス株式会社)より取得して子会社化し、新たにアルミ電解コンデンサ、フィルムコンデンサをその取扱製品に追加しております。

当社グループと対象者グループは、これまで電池・電気機器、コンデンサ、合成樹脂製品の材料や樹脂の研究開発において連携を図るなど、主に研究開発面においてその関係を強化してきました。

昨今、対象者グループを含む当社グループを取り巻く事業環境は、劇的かつ急速な変化を続けています。対象者グループの主要な取引先である自動車メーカーが、生産のグローバル展開を加速していることから、対象者グループ自身も、自動車メーカーによる生産のグローバル化に合わせ、従来からの課題であったグローバル展開の強化を急がなければ、市場における競争に打ち勝つことは困難な状況となっています。また、産業用蓄電池等でも、今後の市場拡大への期待から新規参入企業の出現や技術革新により一層の競争激化が予想され、対象者としても、従来からの総合蓄電デバイス事業のさらなる強化、差別化を図り、市場のニーズに合った製品を開発し供給できなければ、厳しい競争を戦い続けることが困難であると認識しています。

また、当社の親会社である日立製作所は、電池事業について、2010年6月にグループとしての事業戦略を策定、「リチウムイオン電池を軸とした電池事業の強化について」として公表し、2010年4月1日に日立マクセル株式会社と日立ビーグルエナジー株式会社を構成会社として設立した日立製作所の社内カンパニー「電池システム社」のリーダーシップのもと、電池セル単体の販売による事業拡大とともに、

日立製作所グループの技術を活用して、電池の充放電を最適な状態に制御するシステム及び保守・サービスも含めた電源ソリューション事業への展開を推進していくこととし、大型産業用蓄電池事業については対象者と連携し進めることとしました。

その後さらに、日立製作所は、2011年11月25日付で「電池事業に関する体制再編について」として、日立製作所グループの電池事業の運営を、民生用、車載用、産業用といったアプリケーションごとに推進する体制に再編することとし、産業用は対象者に事業を集約し、従来電池システム社が担当してきた大規模産業用リチウムイオン電池についても2012年1月1日付で対象者に集約する予定である旨を公表しております。対象者は産業用鉛蓄電池で培った顧客基盤を最大限に活用し、大規模産業用リチウムイオン電池を含む産業用蓄電池事業の早期規模拡大を目指すこととなりました。

このような状況の中、当社と対象者は、2011年8月頃から、両社の企業価値をさらに向上させることを目的とした諸施策について協議・検討を重ねてきました。その結果、当社及び対象者は、本公開買付けとその後の取引を通じて当社が対象者を完全子会社化することにより、対象者グループにおいて当社グループが持つ海外ネットワーク、豊富な資金力及び研究開発関係の経営資源をより一層活用し、対象者グループのグローバル展開を加速すること、並びに対象者グループにおける研究開発投資を拡大して製品ラインアップを強化し、伸長が期待される社会インフラやエネルギー分野における蓄電デバイス市場や海外自動車部品市場において事業規模を拡大する取組みをより一層加速していくことが、対象者の企業価値の拡大に有益であるとともに、当社グループ全体の企業価値拡大のためにも有益であるとの結論に至り、当社は、2011年11月25日開催の取締役会において、本公開買付けを実施することとしました。当社は、対象者の完全子会社化により、当社グループが中長期的な視点から機動的な経営戦略を実践することが可能になると考えています。

具体的には、対象者が当社の完全子会社となることにより以下の施策の実行による企業価値の向上が図れると考えております。

①まず、今後の拡大が見込まれる産業用の鉛蓄電池やリチウムイオン電池、リチウムイオンキャパシタ、コンデンサなどの蓄電デバイス事業では、材料の調達から組立て、パック化、システム化、保守・点検に至る一連のバリューチェーンを、対象者を中心とした当社グループ及び日立製作所電池システム社の技術並びにソリューションとの融合によって構築することにより、対象者の蓄電デバイス事業における優位性がさらに高まると考えております。例えば、電池材料につきましては、世界トップシェアの当社グループのリチウムイオン電池用負極材において、材料の提供にとどまらず、電池を構成する他の材料との特性評価等でも対象者と連携を強化し関係性を深めることにより、電池の性能向上を見込んでおります。また、日立製作所電池システム社の人財等を対象者に集中することで、電池を制御する技術を強化することが可能となり、システム面での性能向上を図ることができると考えております。

②次に、製造面では、合成樹脂製品を中心に、対象者グループと当社グループとの製造拠点のグローバルレベルでの相互利用により生産効率・生産能力の向上が図れるほか、事業継続計画(Business Continuity Plan)に対応した取組みを行うことも可能となります。原材料の調達においては、共同購買の推進により調達コストを引き下げることが期待できます。

③そして、営業面では、当社グループは海外に販売拠点を多数有していることから、対象者グループが自動車用鉛蓄電池や産業用蓄電池等の販売につき、その販売網を活用することができるとともに、販売拠点では製品ラインアップの拡充を図ります。具体的には、米国、ドイツ、中国、香港、台湾、韓国、シンガポール、タイ、インドに当社グループは販売拠点を有しており、各販売拠点が対象者グ

ループの製品を取り扱うには相応の準備期間が必要ではあるものの、受入態勢の整った販売拠点から製品を取り扱うことが可能となります。一方、当社グループが対象者グループの合成樹脂製品の販売網を活用し、売上拡大を図っていきます。合成樹脂製品においては、当社と対象者間で一部競合する製品については、取り扱う製品を棲み分けすることで営業効率の向上を図ります。

④また、研究開発では、技術協力と新製品の共同開発を加速することが可能となります。対象者グループは、対象者が当社の完全子会社となることで、当社グループの余剰資金を活用し、研究開発を従来よりも活発に行なうことが可能となり、当社の研究開発資源を従来以上に活用し、材料特性の向上や新規材料開発により蓄電デバイスの性能向上を図っていきます。また、合成樹脂製品では、競合企業と製品の差別化を図るため、当社と対象者が樹脂の組成から共同で開発を行い、当社が開発した樹脂を利用した製品を対象者が開発、製造することも実施してまいります。

⑤さらに、新規事業の立上げでは、今後市場規模の拡大が見込める LED、車載部品、家電製品やコンピュータ周辺機器で発生する熱を上手に逃がすサーマルマネジメント材料など、協業によりラインアップを拡充し、当社及び対象者独自の販売網を相互に活用して、事業規模の拡大を図ります。

⑥加えて、資本政策においては、対象者が当社の完全子会社となることで、対象者グループは当社グループの余剰資金を活用し設備投資を行うことが可能となり、より大規模な投資に際しても当社グループ全体としての柔軟な資金対応ができるようになります。

なお、当社は、本公開買付け及び対象者の完全子会社化後の対象者の経営方針等につきましては、現時点で決定事項はなく、本公開買付け及び対象者の完全子会社化を実施後も引き続き対象者と協議・検討を行うことを予定しております。

また、対象者によれば、対象者は、本公開買付けの決済後である 2012 年 3 月 31 日を基準日とする期末配当を行った場合、本公開買付けに応募する株主の皆様と応募しない株主の皆様との間に経済的効果の差異が生じる可能性があることから、2011 年 11 月 25 日開催の対象者取締役会において、平成 24 年 3 月期の配当予想を修正し、本公開買付けが成立することを条件に、平成 24 年 3 月期の期末配当を行わないことを決議したとのことです。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社及び対象者は、対象者が本日現在において当社の連結子会社であり、また、対象者の取締役のうち 2 名が当社の執行役を兼務していることを勘案し、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下に述べる措置を講じております。

①当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格の公正性を担保することを目的として、本公開買付価格を決定するに当たり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社(以下「野村證券」といいます。)に対象者の株式価値の算定を依頼し、2011年11月24日に株式価値算定書(以下「算定書」といいます。算定基準日 : 2011年11月24日)を取得いたしました(なお、当社は、野村證券から本公開買付価格の妥当性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。)。野村證券が用いた手法は、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF 法」といいます。)であり、各々の手法により算定された対象者の普通株

式の1株当たりの価値は、以下のとおりです。

(a) 市場株価平均法：1,260円～1,324円

市場株価平均法では、2011年11月24日を基準日として、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場第一部における対象者の普通株式の、直近6ヵ月間の終値平均値、直近3ヵ月間の終値平均値、直近1ヵ月間の終値平均値、直近5営業日の終値平均値及び基準日終値(それぞれ、1,279円、1,324円、1,302円、1,288円、1,260円。各終値平均値については小数点以下を四捨五入。)を基に、対象者の普通株式の1株当たりの価値は、1,260円～1,324円と分析しております。

(b) 類似会社比較法：878円～1,377円

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者の普通株式の1株当たりの価値は、878円～1,377円と分析しております。

(c) DCF法：1,479円～1,751円

DCF法とは、対象者の事業計画における収益や投資計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析する手法であり、これにより対象者の普通株式の1株当たりの価値は、1,479円～1,751円と分析しております。

当社は、野村證券から取得した算定書に記載された各手法の内容・結果を踏まえつつ、対象者に対するデューディリジェンスの結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、本公開買付価格を1,710円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格である1株当たり1,710円は、前営業日である2011年11月24日の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値1,260円に対して35.71%(小数点以下第三位を四捨五入、以下プレミアムの数値において同じ。)、過去1ヵ月間(2011年10月25日から2011年11月24日まで)の終値の単純平均値1,302円(小数点以下を四捨五入、以下単純平均値の数値において同じ。)に対して31.34%、過去3ヵ月間(2011年8月25日から2011年11月24日まで)の終値の単純平均値1,324円に対して29.15%、過去6ヵ月間(2011年5月25日から2011年11月24日まで)の終値の単純平均値1,279円に対して33.70%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者によれば、対象者は、本公開買付けに関する意見を決定するに当たり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である大和証券キャピタル・マークетツ株式会社(以下「大和証券CM」といいます。)に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、2011年11月24日付で大和証券CMから株式価値算定書を取得しているとのことです。なお、対象者は大和証券CMから本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

対象者によれば、大和証券CMは、対象者からかかる依頼に基づき、対象者の収益性、資産性、将来性等の様々な要素を反映し、資本市場において形成される市場価格に基づく客観的算定手法である市

場株価法及び対象者の事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、対象者が将来生み出すフリー・キャッシュ・フローを基に、事業リスクに応じた適切な割引率で現在価値に割り戻して株式価値を算定するDCF法の各手法を用いて対象者株式の株式価値の算定を行っているとのことであり、対象者は2011年11月24日に大和証券CMより株式価値の算定結果の報告を受けているとのことです。大和証券CMが採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者普通株式1株当たりの株式価値の範囲は、市場株価法では2011年11月22日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者株式の基準日の終値1,321円、過去1ヵ月間の終値平均株価1,307円(小数点以下を四捨五入、以下終値平均株価の数値について同じ。)、過去3ヵ月間の終値平均株価1,321円及び過去6ヵ月間の終値平均株価1,277円を基に1,277円～1,321円、DCF法では1,473円～2,034円と算定しているとのことです。なお、対象者の事業計画においては、大幅な増減益を見込んでいないとのことです。

なお、対象者によれば、第三者算定機関である大和証券CMは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

③対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者によれば、対象者は、対象者の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選定し、本公開買付け及びその後の一連の手続に対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の意思決定に当たっての留意点等に関する法的助言を受けているとのことです。

④対象者における独立した第三者委員会の設置

対象者によれば、対象者は、本公開買付けに係る意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客觀性を確立することを目的として、当社及び対象者から独立性を有する、長谷川臣介氏(公認会計士、長谷川公認会計士事務所)、高橋明人氏(弁護士、高橋・片山法律事務所)及び大川誉夫氏(対象者の社外取締役であり、東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所(以下「大阪証券取引所」といいます。)の規則に基づく独立役員として指定・届出されております。)の3名から構成される第三者委員会を設置し、(a)本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化は対象者の企業価値向上に資するか、(b)本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化の取引条件(本公開買付けにおける公開買付価格を含む。)の公正性が確保されているか、(c)本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化において公正な手続を通じた株主の利益への十分な配慮がなされているか、(d)本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化は対象者の少数株主にとって不利益なものでないか、を第三者委員会に対し諮問することを対象者取締役会にて決議の上、第三者委員会へ諮問を行ったとのことです。

対象者によれば、第三者委員会は、合計で5回開催され、上記諮問事項について検討を行ったとのことです。第三者委員会は、上記諮問事項の検討に当たり、対象者から、公開買付者の提案内容、本公開買付け及び本完全子会社化手続(下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」において定義されます。)の目的及びこれにより向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的な内容等についての説明を受けるとともに、公開買付者からも同様の説明を受けたとのことです。また、大和証券CMが対象者に対して提出した対象者の株式価値算定書を参考にするとともに、大和証券CMから対象者の株式価値評価に関する説明を受けたとのことです。さらに、第三者委員会は、対象者のリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所からも、本公開買付け及

びその後の一連の手続について説明を受けたとのことです。第三者委員会は、これらの検討を前提として、2011年11月24日に、対象者取締役会に対して、(a)本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化は対象者の企業価値向上に資すること、(b)本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化の取引条件(本公開買付けにおける公開買付価格を含む。)の公正性は確保されていること、(c)本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化において公正な手続を通じた株主の利益への十分な配慮がなされていること、並びに(d)本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化は対象者の少数株主にとって不利益なものではないことを内容とする答申書を提出したとのことです。

⑤対象者における取締役会に出席した取締役全員の承認

対象者によれば、対象者は、大和証券CMより取得した株式価値算定書、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から得た法的助言、第三者委員会の答申その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、本公開買付けが対象者の企業価値向上の観点から有益であり、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2011年11月25日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨を、決議に参加した取締役(取締役9名中、出席取締役7名)の全員一致で決議を行ったとのことです。

なお、対象者によれば、対象者の社外取締役である角田和好氏及び内村俊一郎氏は、公開買付者の執行役を兼務しているため、利益相反防止の観点から、対象者取締役会の本公開買付けに関する審議及び決議には参加しておらず、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉には参加していないとのことです。

⑥買付け等の期間を比較的長期間に設定

当社は、本公開買付けにおける買付け等の期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、比較的長期間である30営業日に設定することにより、対象者の株主の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、対象者株式について他の買付者による買付け等の機会を確保することで、本公開買付価格の公正性を担保しております。

また、当社と対象者は、当社以外の対抗買付者が実際に出現した場合に、当該対抗買付者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は行っていません。

(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

当社は、上記「(1)本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を当社の完全子会社とする方針であり、本公開買付け及びその後の一連の手続(以下、かかる一連の手続を「本完全子会社化手続」といいます。)により、対象者の発行済株式のすべて(対象者が保有する自己株式を除きます。以下本(4)において同じ。)を取得する予定です。

本公開買付けにより、当社が対象者の発行済株式のすべてを取得できなかった場合には、当社は、本公開買付けが成立した後、以下の方法により、当社が対象者の発行済株式のすべてを取得するための手続を実施することを企図しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後、当社は、①対象者を会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じ。)の規定する種類株式発行会社とすることを内容とする対象者の定款の一

部変更を行うこと、②対象者の発行するすべての普通株式に全部取得条項(会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。)を付すことを内容とする対象者の定款の一部変更を行うこと、及び③対象者の当該株式の全部(対象者が保有する自己株式を除きます。)の取得と引換えに別個の種類の対象者株式を交付することのそれぞれを付議議案に含む対象者の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)の開催を対象者に要請する予定です。

また、本臨時株主総会において上記①のご承認をいただきますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となります、上記②に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、上記②の承認に係る本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付されることになる対象者の普通株式を所有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)の決議が必要となります。そのため、当社は、対象者に対し、本臨時株主総会と同日に、上記②の定款一部変更を行うことを付議議案に含む本種類株主総会を開催することを要請する予定です。なお、当社は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

対象者の本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案が承認された場合には、対象者の発行するすべての普通株式は、全部取得条項が付された上で、そのすべて(対象者が保有する自己株式を除きます。)が対象者により取得されることとなり、対象者の株主の皆様(対象者は除きます。)には当該取得の対価として別個の種類の対象者株式が交付されることになりますが、対象者の株主の皆様のうち、交付されるべき当該別個の種類の対象者株式の数が 1 株に満たない端数となる株主の皆様に対しては、会社法第 234 条その他の関連法令の定めに従い、当該端数の合計数(合計した数に端数がある場合は当該端数は切り捨てられます。)に相当する当該別個の種類の対象者株式を売却すること(対象者がその全部又は一部を買い取ることを含みます。)によって得られる金銭が交付されることになります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類の対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主の皆様に交付されることになる金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主の皆様が保有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一になるように算出され、その上で裁判所に対して任意売却許可の申立てが行われる予定です。また、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得の対価として新たに交付する対象者株式の種類及び数は、本日現在未定ですが、当社が対象者の発行済株式のすべてを保有することとなるよう、当社以外の本公開買付けに応募されなかった株主の皆様に対して交付しなければならない対象者株式の数が 1 株に満たない端数となるよう決定される予定です。

なお、当社は、全部取得条項が付された対象者の普通株式の全部(対象者が保有する自己株式を除きます。)の取得を、原則として 2012 年 3 月中を目処にすることを対象者に要請する予定です。

上記①から③の各手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定として、(a) 上記②に関する対象者の定款変更に際しては、会社法第 116 条及び第 117 条その他関連法令の定めに従って、株主の皆様は対象者に対しその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められています。また、(b) 上記③が対象者の株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他関連法令の定めに従って、株主の皆様は当該株式の取得価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、これらの(a)又は(b)の方法による 1 株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所の判断によることとなります。

また、関連法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け成立後の当社の株券等所有割合又は当社以外の対象者株主の皆様の対象者株式の所有状況等によっては、上記①から③の各手続に代えてそれと概ね同等の効果を有する他の方法により当社が対象者の発行済株式のすべてを取得するための手続を実施する可能性があり、また、実施時期に変更が生じる可能性もあります。ただし、当社は、その場合

であっても、当社以外の株主の皆様に対して、適用法令に基づく手続に従い、最終的に金銭を交付することを予定しており、当社以外の対象者の株主の皆様に対して交付される金銭の額については、本公開買付け価格に当該各株主の皆様が保有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一になるように算定する予定です。この場合における具体的な手続については、対象者と協議の上、決定次第、速やかに公表いたします。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者の普通株式は、現在、東京証券取引所市場第一部及び大阪証券取引所市場第一部に上場されていますが、当社は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者の普通株式は東京証券取引所及び大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該上場廃止基準に該当しない場合でも、その後上記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、本完全子会社化手続を実行することにより当社は対象者を当社の完全子会社とすることを企図していますので、かかる手続が実行された場合、対象者の普通株式は東京証券取引所及び大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者の普通株式を東京証券取引所及び大阪証券取引所において取引することができなくなります。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	新神戸電機株式会社	
② 所 在 地	東京都中央区明石町8番1号	
③ 代表者の役職・氏名	執行役社長 伊藤 繁	
④ 事 業 内 容	1. 各種電池及びそれら附属品の製造、販売 2. 電気機械器具の製造、販売 3. 電動車、電気自動車関連機器の製造、販売 4. 電子機械器具、電子材料及び電子部品の製造、販売 5. 合成樹脂製品及びこの応用加工品並びにこれらの原料の製造、販売 6. 電気工事、電気通信工事、機械器具設置工事、土木工事、鋼構造物(橋梁等)工事、その他の建設工事の設計、施工、請負 7. 前各号に関連する一切の事業	
⑤ 資 本 金	25億4,677万5千円(2011年9月30日現在)	
⑥ 設 立 年 月 日	昭和23年(1948年)11月30日	
⑦ 大株主及び持株比率 (2011年9月30日 現在)	日立化成工業株式会社 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	58.26% 6.84% 6.33%

日本生命保険相互会社	3.53%
株式会社損害保険ジャパン	1.71%
トヨタ自動車株式会社	1.66%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1.17%
みずほ信託銀行株式会社	1.04%
新神戸電機社員持株会	0.86%
メロン バンク トリーティー クライアンツ オムニバス(常任 代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	0.85%

⑧ 上場会社と対象者の関係

資 本 関 係 (注)	当社は、対象者の発行済株式総数の 58.26%の株式を保有し、対象者を連結子会社としております(2011年11月25日現在)。
人 的 関 係	当社は、対象者に対して取締役として2名を派遣しております。また、当社の従業員2名が対象者へ出向しております。
取 引 関 係	当社と対象者との間でブランド価値使用契約を締結しております。当該契約に基づき、対象者は日立ブランドに関する使用権を取得しており、当社は対象者から使用料の支払を受けております。
関連当事者への 該当状況	対象者は、当社の連結子会社であり、関連当事者に該当します。

(注)発行済株式総数に対する所有割合は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(2) 日程等

①日程

取締役会決議日	2011年11月25日(金曜日)
公開買付開始公告日	2011年12月1日(木曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/)
公開買付届出書提出日	2011年12月1日(木曜日)

②届出当初の買付け等の期間

2011年12月1日(木曜日)から2012年1月19日(木曜日)まで(30営業日)

③対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式1株につき、1,710円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格の公正性を担保することを目的として、本公開買付価格を決定するに当たり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対象者の株式価値の算定を依頼し、2011年11月24日に算定書を取得いたしました(なお、当社は、野村證券から本公開買付価格の妥当性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。)。野村證券が用いた手法は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法であり、各々の手法により算定された対象者の普通株式の1株当たりの価値は、以下のとおりです。

(a) 市場株価平均法：1,260円～1,324円

市場株価平均法では、2011年11月24日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の、直近6カ月間の終値平均値、直近3カ月間の終値平均値、直近1カ月間の終値平均値、直近5営業日の終値平均値及び基準日終値(それぞれ、1,279円、1,324円、1,302円、1,288円、1,260円。各終値平均値については小数点以下を四捨五入。)を基に、対象者の普通株式の1株当たりの価値は、1,260円～1,324円と分析しております。

(b) 類似会社比較法：878円～1,377円

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者の普通株式の1株当たりの価値は、878円～1,377円と分析しております。

(c) DCF法：1,479円～1,751円

DCF法とは、対象者の事業計画における収益や投資計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析する手法であり、これにより対象者の普通株式の1株当たりの価値は、1,479円～1,751円と分析しております。

当社は、野村證券から取得した算定書に記載された各手法の内容・結果を踏まえつつ、対象者に対するデューディリジェンスの結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、本公開買付価格を1,710円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格である1株当たり1,710円は、前営業日である2011年11月24日の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値1,260円に対して35.71%、過去1カ月間(2011年10月25日から2011年11月24日まで)の終値の単純平均値1,302円に対して31.34%、過去3カ月間(2011年8月25日から2011年11月24日まで)の終値の単純平均値1,324円に対して29.15%、過去6カ月間(2011年5月25日から2011年11月24日まで)の終値の単純平均値1,279円に対して33.70%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

② 算定の経緯

(本公開買付価格の決定に至る経緯)

昨今、対象者グループを含む当社グループを取り巻く事業環境は、劇的かつ急速な変化を続けています。対象者グループの主要な取引先である自動車メーカーが、生産のグローバル展開を加速しているこ

とから、対象者グループ自身も、自動車メーカーによる生産のグローバル化に合わせ、従来からの課題であったグローバル展開の強化を急がなければ、市場における競争に打ち勝つことは困難な状況となっています。また、産業用蓄電池等でも、今後の市場拡大への期待から新規参入企業の出現や技術革新により一層の競争激化が予想され、対象者としても、従来からの総合蓄電デバイス事業のさらなる強化、差別化を図り、市場のニーズに合った製品を開発し供給できなければ、厳しい競争を戦い続けることが困難であると認識しています。

また、当社の親会社である日立製作所は、電池事業について、2010年6月にグループとしての事業戦略を策定、「リチウムイオン電池を軸とした電池事業の強化について」として公表し、2010年4月1日に日立マクセル株式会社と日立ビーグルエナジー株式会社を構成会社として設立した日立製作所の社内カンパニー「電池システム社」のリーダーシップのもと、電池セル単体の販売による事業拡大とともに、日立製作所グループの技術を活用して、電池の充放電を最適な状態に制御するシステム及び保守・サービスも含めた電源ソリューション事業への展開を推進していくこととし、大型産業用蓄電池事業については対象者と連携し進めることとしました。

その後さらに、日立製作所は、2011年11月25日付で「電池事業に関する体制再編について」として、日立製作所グループの電池事業の運営を、民生用、車載用、産業用といったアプリケーションごとに推進する体制に再編することとし、産業用は対象者に事業を集約し、従来電池システム社が担当してきた大規模産業用リチウムイオン電池についても2012年1月1日付で対象者に集約する予定である旨を公表しております。対象者は産業用鉛蓄電池で培った顧客基盤を最大限に活用し、大規模産業用リチウムイオン電池を含む産業用蓄電池事業の早期規模拡大を目指すこととなりました。

このような状況の中、当社と対象者は、2011年8月頃から、両社の企業価値をさらに向上させることを目的とした諸施策について協議・検討を重ねてきました。その結果、当社及び対象者は、本公開買付けとその後の取引を通じて当社が対象者を完全子会社化することにより、対象者グループにおいて当社グループが持つ海外ネットワーク、豊富な資金力及び研究開発関係の経営資源をより一層活用し、対象者グループのグローバル展開を加速すること、並びに対象者グループにおける研究開発投資を拡大して製品ラインアップを強化し、伸長が期待される社会インフラやエネルギー分野における蓄電デバイス市場や海外自動車部品市場において事業規模を拡大する取組みをより一層加速していくことが、対象者の企業価値の拡大に有益であるとともに、当社グループ全体の企業価値拡大のためにも有益であるとの結論に至り、当社は、2011年11月25日開催の取締役会において、本公開買付けを実施することとし、以下の経緯により本公開買付価格について決定しました。

(i) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、本公開買付価格を決定するに当たり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対象者の株式価値の算定を依頼し、2011年11月24日に算定書を取得いたしました(なお、当社は、野村證券から本公開買付価格の妥当性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。)。

(ii) 当該意見の概要

野村證券が用いた手法は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法であり、各々の手法により算定された対象者の普通株式の1株当たりの価値は、以下のとおりです。

(a) 市場株価平均法：1,260円～1,324円

(b)類似会社比較法：878円～1,377円

(c)DCF法：1,479円～1,751円

(iii)当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

当社は、野村證券から取得した算定書に記載された各手法の内容・結果を踏まえつつ、対象者に対するデューディリジェンスの結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、本公開買付価格を1,710円と決定いたしました。

(買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)

当社及び対象者は、対象者が本日現在において当社の連結子会社であり、また、対象者の取締役のうち2名が当社の執行役を兼務していることを勘案し、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下に述べる措置を講じております。

(i)当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格の公正性を担保することを目的として、本公開買付価格を決定するに当たり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対象者の株式価値の算定を依頼し、2011年11月24日に算定書を取得いたしました(なお、当社は、野村證券から本公開買付価格の妥当性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。)。

当社は、野村證券から取得した算定書に記載された各手法の内容・結果を踏まえつつ、対象者に対するデューディリジェンスの結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、本公開買付価格を1,710円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格である1株当たり1,710円は、前営業日である2011年11月24日の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値1,260円に対して35.71%、過去1ヵ月間(2011年10月25日から2011年11月24日まで)の終値の単純平均値1,302円に対して31.34%、過去3ヵ月間(2011年8月25日から2011年11月24日まで)の終値の単純平均値1,324円に対して29.15%、過去6ヵ月間(2011年5月25日から2011年11月24日まで)の終値の単純平均値1,279円に対して33.70%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

(ii)対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者によれば、対象者は、本公開買付けに関する意見を決定するに当たり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である大和証券CMに対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、2011年11月24日付で大和証券CMから株式価値算定書を取得しているとのことです。なお、対象者は大

和証券CMから本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

対象者によれば、大和証券CMは、対象者からかかる依頼に基づき、対象者の収益性、資産性、将来性等の様々な要素を反映し、資本市場において形成される市場価格に基づく客観的算定手法である市場株価法及び対象者の事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、対象者が将来生み出すフリー・キャッシュ・フローを基に、事業リスクに応じた適切な割引率で現在価値に割り戻して株式価値を算定するDCF法の各手法を用いて対象者株式の株式価値の算定を行っているとのことであり、対象者は2011年11月24日に大和証券CMより株式価値の算定結果の報告を受けているとのことです。大和証券CMが採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者普通株式1株当たりの株式価値の範囲は、市場株価法では2011年11月22日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者株式の基準日の終値1,321円、過去1ヶ月間の終値平均株価1,307円、過去3ヶ月間の終値平均株価1,321円及び過去6ヶ月間の終値平均株価1,277円を基に1,277円～1,321円、DCF法では1,473円～2,034円と算定しているとのことです。なお、対象者の事業計画においては、大幅な増減益を見込んでいないとのことです。

なお、対象者によれば、第三者算定機関である大和証券CMは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

(iii) 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者によれば、対象者は、対象者の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選定し、本公開買付け及びその後の一連の手続に対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の意思決定に当たっての留意点等に関する法的助言を受けているとのことです。

(iv) 対象者における独立した第三者委員会の設置

対象者によれば、対象者は、本公開買付けに係る意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確立することを目的として、当社及び対象者から独立性を有する、長谷川臣介氏(公認会計士、長谷川公認会計士事務所)、高橋明人氏(弁護士、高橋・片山法律事務所)及び大川誉夫氏(対象者の社外取締役であり、東京証券取引所及び大阪証券取引所の規則に基づく独立役員として指定・届出されております。)の3名から構成される第三者委員会を設置し、(a)本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化は対象者の企業価値向上に資するか、(b)本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化の取引条件(本公開買付けにおける公開買付価格を含む。)の公正性が確保されているか、(c)本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化において公正な手続を通じた株主の利益への十分な配慮がなされているか、(d)本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化は対象者の少数株主にとって不利益なものでないか、を第三者委員会に対し諮問することを対象者取締役会にて決議の上、第三者委員会へ諮問を行ったとのことです。

対象者によれば、第三者委員会は、合計で5回開催され、上記諮問事項について検討を行ったとのことです。第三者委員会は、上記諮問事項の検討に当たり、対象者から、公開買付者の提案内容、本公開買付け及び本完全子会社化手続の目的及びこれにより向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的な内容等についての説明を受けるとともに、公開買付者からも同様の説明を受けたとのことです。また、大和証券CMが対象者に対して提出した対象者の株式価値算定書を参考にする

とともに、大和証券CMから対象者の株式価値評価に関する説明を受けたとのことです。さらに、第三者委員会は、対象者のリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所からも、本公開買付け及びその後の一連の手続について説明を受けたとのことです。第三者委員会は、これらの検討を前提として、2011年11月24日に、対象者取締役会に対して、(a)本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化は対象者の企業価値向上に資すること、(b)本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化の取引条件(本公開買付けにおける公開買付価格を含む。)の公正性は確保されていること、(c)本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化において公正な手続を通じた株主の利益への十分な配慮がなされていること、並びに(d)本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化は対象者の少数株主にとって不利益なものではないことを内容とする答申書を提出したとのことです。

(v) 対象者における取締役会に出席した取締役全員の承認

対象者によれば、対象者は、大和証券CMより取得した株式価値算定書、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から得た法的助言、第三者委員会の答申その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、本公開買付けが対象者の企業価値向上の観点から有益であり、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2011年11月25日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨を、決議に参加した取締役(取締役9名中、出席取締役7名)の全員一致で決議を行ったとのことです。

なお、対象者によれば、対象者の社外取締役である角田和好氏及び内村俊一郎氏は、公開買付者の執行役を兼務しているため、利益相反防止の観点から、対象者取締役会の本公開買付けに関する審議及び決議には参加しておらず、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉には参加していないとのことです。

(vi) 買付け等の期間を比較的長期間に設定

当社は、本公開買付けにおける買付け等の期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、比較的長期間である30営業日に設定することにより、対象者の株主の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、対象者株式について他の買付者による買付け等の機会を確保することで、本公開買付価格の公正性を担保しております。

また、当社と対象者は、当社以外の対抗買付者が実際に出現した場合に、当該対抗買付者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は行っていません。

③算定機関との関係

当社の第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券は、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
21,090,267株	一株	一株

(注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行

います。上記「買付予定数」欄には、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数を記載しております。当該最大数は、対象者が 2011 年 11 月 14 日付で提出した第 90 期第 2 四半期報告書に記載された 2011 年 9 月 30 日現在の対象者の発行済株式総数(50,935,500 株)から、本日現在の公開買付者が保有する対象者株式数(29,672,816 株)及び対象者が 2011 年 10 月 25 日付で公表した「平成 24 年 3 月期第 2 四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された 2011 年 9 月 30 日現在の対象者が保有する自己株式数(172,417 株)を控除したものになります。

(注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	29,672 個	(買付け等前における株券等所有割合 58.45%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	未定	(買付け等前における株券等所有割合 未定)
買付予定の株券等に係る議決権の数	21,090 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	50,418 個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(21,090,267 株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、本日現在未定ですが、公開買付期間開始日である 2011 年 12 月 1 日までに調査の上、開示する予定です。なお、特別関係者の所有株券等(ただし、特別関係者である対象者が保有する自己株式を除きます。)も本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は分子に加算しておらず、本日現在の公開買付者が保有する対象者株式数(29,672,816 株)に本公開買付けにおける買付予定数(21,090,267 株)を加算した対象者株式の数(50,763,083 株)に係る議決権の数(50,763 個)を分子として計算しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が 2011 年 11 月 14 日付で提出した第 90 期第 2 四半期報告書に記載された 2011 年 9 月 30 日現在の総株主の議決権の数(1 単元の株式数を 1,000 株として記載されたもの)です。ただし、本公開買付けでは買付予定数の上限を設けておらず、かつ、対象者の発行しているすべての株式(対象者の保有する自己株式を除きます。)を本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、同第 2 四半期報告書に記載された 2011 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数(50,935,500 株)から、対象者が 2011 年 10 月 25 日付で公表した「平成 24 年 3 月期第 2 四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された 2011 年 9 月 30 日現在の対象者が保有する自己株式数(172,417 株)を控除した対象者株式の数(50,763,083 株)に係る議決権の数(50,763 個)を分母として計算しております。

(注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 36,064 百万円

(注) 買付代金は、買付予定数(21,090,267 株)に 1 株当たりの買付価格(1,710 円)を乗じた金額を記載しています。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

②決済の開始日

2012年1月26日(木曜日)

③決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等(法人株主等を含みます。)の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://nc.nomura.co.jp/>)にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)。

(9)その他買付け等の条件及び方法

①金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

買付予定数の上限及び下限を設定しておりません。したがって、公開買付者は、応募株券等の全部の買付けを行います。

②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第3号イないしチ及びヌ、並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます

す。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の 15 時 30 分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 15 時 30 分までに到達することを条件とします。なお、野村ネット&コールにおいて応募された契約の解除は、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://nc.nomura.co.jp/>)上の操作又は解除書面の送付により行ってください。野村ネット&コールのウェブサイト上の操作による場合は当該ウェブサイトに記載される方法に従い、公開買付期間末日の 15 時 30 分までに解除手続を行ってください。解除書面の送付による場合は、予め解除書面を野村ネット&コール カスタマーサポートに請求した上で、野村ネット&コール宛に送付してください(公開買付けに応募した際に公開買付代理人より受付票が交付されていた場合は、当該受付票を解除書面に添付してください。)。野村ネット&コールにおいても、解除書面が公開買付期間末日の 15 時 30 分までに到着することを条件とします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

解除書面を受領する権限を有する者

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号
(その他の野村證券株式会社全国各支店)

⑤買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦公開買付けの結果の開示の方法

本公司買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

(10) 公開買付開始公告日

2011 年 12 月 1 日(木曜日)

(11) 公開買付代理人

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、上記「1. 買付け等の目的等」をご参照ください。

(2) 今後の業績への影響の見通し

本公開買付けによる今期業績予想に与える影響は現在精査中であり、今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者によれば、対象者は、本公開買付けに関する意見を決定するに当たり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である大和証券CMに対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、2011 年 11 月 24 日付で大和証券CMから株式価値算定書を取得しているとのことです。

また、対象者によれば、対象者は、対象者の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するため、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選定し、本公開買付け及びその後の一連の手続に対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の意思決定に当たっての留意点等に関する法的助言を受けているとのことです。

さらに、対象者によれば、対象者は、本公開買付けに係る意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客觀性を確立することを目的として、第三者委員会を設置し、諮問を行い、第三者委員会は、2011 年 11 月 24 日に、対象者取締役会に対して、(a) 本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化は対象者の企業価値向上に資すること、(b) 本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化の取引条件(本公開買付けにおける公開買付価格を含む。)の公正性は確保されていること、(c) 本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化において公正な手続を通じた株主の利益への十分な配慮がなされていること、並びに(d) 本公開買付け及びその後に予定されている対象者の完全子会社化は対象者の少数株主にとって不利益なものではないことを内容とする答申書を提出したとのことです。

そして、対象者によれば、対象者は、大和証券CMより取得した株式価値算定書、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から得た法的助言、第三者委員会の答申その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、本公開買付けが対象者の企業価値向上の観点から有益であり、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2011 年 11 月 25 日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨を、決議に参加した取締役(取締役 9 名中、出席取締役 7 名)の全員一致で決議を行ったとのことです。

なお、対象者によれば、対象者の社外取締役である角田和好氏及び内村俊一郎氏は、公開買付者の執行役を兼務しているため、利益相反防止の観点から、対象者取締役会の本公開買付けに関する審議及び決議には参加しておらず、対象者の立場において公開買付との協議・交渉には参加していないとのことです。

また、本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程及び利益相反を回避する措置の具体的

内容については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針」及び「(3)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

(2)投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者によれば、対象者は、本公開買付けの決済後である 2012 年 3 月 31 日を基準日とする期末配当を行った場合、本公開買付けに応募する株主の皆様と応募しない株主の皆様との間に経済的効果の差異が生じる可能性があることから、2011 年 11 月 25 日開催の対象者取締役会において、平成 24 年 3 月期の配当予想を修正し、本公開買付けが成立することを条件に、平成 24 年 3 月期の期末配当を行わないことを決議したとのことです。

以上

【インサイダー規制】

このプレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第 167 条第 3 項及び同施行令第 30 条の規定により、内部者取引(いわゆるインサイダー取引)規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表(2011 年 11 月 25 日午後 東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された時刻)から 12 時間を経過するまでは、新神戸電機株式会社の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース(もしくはその一部)又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

この情報には当社、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、当社の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。当社は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、このプレスリリース又はその訳文を受領されても、本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。

このニュースリリースにおける将来予測に関する情報は、当社が現時点で合理的であると判断する一定の前提に基づいています。このため、実際の結果と大きく異なりたり、予告なしに変更され、検索日と情報が異なる可能性もありますので、あらかじめご了承下さい。
